

通告３番目、５番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員　５番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一問一答方式で、１番目に、岩出市の水道水について、２番目に、ペーパーレス化の推進について、３番目に、岩出市紙おむつ支給事業について、この３点について質問いたします。

まず１点目、岩出市の水道水についてです。私たちの生活に水は欠かせません。国土交通省の2021年版日本の水資源の現況によりますと、水道水をそのまま飲める国は、日本を含め世界でたった12か国と発表されています。日本は水道の水質がよく、そのまま飲める数少ない国の１つです。確かに海外旅行するときは、現地の生水を飲むとおなかを壊す、必ずペットボトルの水を飲むようにと聞いたことがあります。

ところで、私は、これまでに何人もの方から、岩出の水、水道水ですが、おいしいとの声を聞きました。私自身、料理や飲料水として普通に水道水を利用しています。しかし、最近、ニュースで、岡山県吉備中央町の浄水場で国が示す基準値の28倍ものP F A Sが検出され、全国で初めて公費による血液検査が行われたことが報道されました。P F A Sとは有機フッ素化合物の総称です。永遠の化学物質と呼ばれ、ほとんど分解されることなく、体内や自然界に蓄積され、国際条約によって使用が禁止されているとのこと。しかし、水道水の検査では、P F A Sは水質基準に含まれていないので、検査を行う水道事業体もあれば、行わない水道事業体もあるのが実情です。

そこでお伺いします。１点目、市で実施している検査は何項目で、P F A Sの検査も入っているのでしょうか。

２点目、検査の頻度についてお聞きします。

３点目、本市において、安全な水を供給するために行っていることと、今後取り組むことをお答えください。

○田中議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局理事。

○最相上下水道局理事　奥田議員の１番目のご質問、岩出市の水道水についての１点目、市で実施している検査は何項目か、また、項目にP F A Sは入っているのか、についてお答えします。

岩出市では、水質基準項目51項目と水質管理目標設定項目27項目の計78項目の水質検査を行ってございます。水質基準項目は、水道法第4条に基づくもので、人の健康に関する31項目、生活利用上、また施設管理上、障害のある20項目で設定されてございます。P F A Sは水質基準項目ではございませんが、今後、水道水中で検出される可能性があるなど、水質管理において留意する必要がある水質管理目標設定項目に含まれており、本市では検査を実施してございます。

続きまして2点目、検査の頻度は、でございますが、水質基準項目は、必須の水質検査項目で、水道法施行規則第15条の規定に基づき、年1回の51項目検査、毎月1回の11項目検査、3か月に1回の27項目検査を実施してございます。P F A Sを含む水質管理目標設定項目は、任意の水質検査項目で、年1回の検査を実施してございます。

続きまして3点目、本市において、安全な水を確保するために行っていることは、また今後の取組は、でございますが、水質基準には何ら問題がございませんので、現行の水処理を続けていきますが、来春をめぐりに水質基準の見直しが検討されていきますので、国の動向を注視して適正な対応を行ってまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 本市では水質検査の項目にP F A Sも入っているとお答えいただきました。P F A Sについて、国の示す基準値は1リットル中50ナノグラムですが、令和6年度に実施した水質検査では、P F A Sの検査結果はどうだったのかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局理事。

○最相上下水道局理事 奥田議員の再質問にお答えいたします。

令和6年8月に実施した水質分析結果では、P F A Sの1リットル中の含有値は、原水でございます第一浄水場では11ナノグラム、給水栓で測った値でございますが、これでは岩出市役所で10ナノグラム、東坂本配水池で19ナノグラム、中島水源地で17ナノグラム、第三浄水場で11ナノグラムであり、いずれも暫定基準値内でございます。

また、先日、市のウェブサイトにも水質検査結果を掲載してございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長　これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員　2番目の質問に行きます。市役所のペーパーレス化についてです。

政府は、以前から、電子帳簿保存法やe-文書法の施行など、働き方改革の中でペーパーレス化を推進してきました。2021年には、行政手続の押印を廃止する脱ハンコ法案が可決し、日本のデジタル化を推進するデジタル庁も発足しました。今後も政府によるペーパーレス化や電子化推進の動きはますます強まると考えられます。行政にとってペーパーレス化のメリットは、庁内での会議に必要な資料の印刷や書類の決裁などに伴う職員の業務の効率化、文書の保管スペースの削減、コピー用紙購入費用や印刷代などの経費の削減などが考えられます。

また、近年、世界的に注目を集めているのがSDGs、持続可能な開発目標の考え方です。紙を大量に消費し続ければ、紙の材料となる木の伐採が進み、間接的に環境を破壊することになります。SDGsで掲げられる17の目標のうち、12番のつくる責任、使う責任、13番の気候変動に具体的な対策を、15番の陸の豊かさを守ろうが、ペーパーレス化と関連性のある項目として上げられます。

そこでお伺いします。1点目、過去5年間におけるコピー用紙の各年度の使用量についてお答えください。

2点目、SDGsの観点から、ペーパーレス化が望まれますが、市役所の推進状況について伺います。

3点目、ペーパーレスの目標設定はどうかをお聞きいたします。

○田中議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長　奥田議員のご質問の1点目、過去5年間におけるコピー用紙の各年度の使用量は、についてお答えします。

市役所全体におけるコピー用紙につきましては、レーザープリンター及びコピー機、輪転機で使用しております。おおむね購入量と同数の使用枚数となっております。コピー用紙はサイズが4種類あり、それぞれ重さが異なることから、A4サイズとして換算した購入量でお答えさせていただきます。令和元年度、434万1,875枚、令和2年度、448万1,875枚、令和3年度、341万6,750枚、令和4年度、484万枚、令和5年度、371万枚となります。5年間の合計で2,079万500枚となっております。

次にご質問の2点目、SDGsの観点からペーパーレス化が望まれるが、市役所

の進捗状況は、についてお答えします。

コピー機及びプリンターでの印刷は、特別な用途を除き、両面機能や集約機能を使用し、用紙削減に取り組んでおります。また、メモ用紙や供覧用紙には個人情報等を含むものは除き、ミスコピーの裏面を使用しております。電子的な取組といたしましては、庁舎内における通知、それから情報交換などは、電子メールや庁内電子掲示板を活用しております。また、今後、市役所のD X、デジタルトランスフォーメーションを進め、紙の資料や文書を電子化することで、さらなるペーパーレス化に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、ペーパーレスの目標設定についてお答えします。

令和3年3月に策定いたしました第4次岩出市地球温暖化対策実行計画において、令和元年度の使用量から、5年間で削減率を5%を目標としております。議員のご質問にありましたSDGsの目的である持続可能な社会の実現のためにも、目標達成に向けて努力してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 市ではペーパー使用量を削減するために両面印刷にしたり、それからミスコピーの裏面をメモ用紙に使ったり、また電子メールを活用するなどして、さらなるペーパーレス化を推進していくということですが、家庭においても同じような紙の使用量を減らすためには両面印刷や、それから使用済みの紙の裏面活用、また印刷をする前に間違いがないか念入りに確認をしたり、そういうことは行っております。しかし、本格的にペーパーレス化を推進するためにはタブレット端末の導入が欠かせないと考えますが、市の見解をお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 奥田議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げさせていただきましたが、今後、市役所のD X、デジタルトランスフォーメーションを進める中で、議員ご提案のタブレットの導入も検討材料として含め、紙の資料や文書を電子化することで、さらなるペーパーレス化に取り組んでまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、３番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員　３番目は、岩出市紙おむつ支給事業についてお聞きいたします。

本市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の第２章、高齢者を取り巻く状況によりますと、65歳以上の高齢化率、75歳以上の後期高齢者率ともに年々上昇傾向で推移しており、65歳以上の高齢化率については、令和５年で24.6％、平成30年と比較すると2.3ポイント増加しています。後期高齢者については、令和５年では12.3％、平成30年と比較すると2.6ポイント増加しているということです。また、要支援・要介護認定者数は、令和５年では2,160人となり、令和４年より減少していますが、第７期の最終年である令和２年の2020年を基準としましたら、令和５年では49人、1.02倍増加していると示されています。

今後、人口の高齢化が進む中、要介護者が増えることは容易に想像できます。介護される側にとって、在宅介護のメリットは、なれ親しんだ自宅や住み慣れた地域で生活を続けられ、家族との時間を長く持てることでしょう。

一方で、在宅介護は、施設介護と比べると、家族の精神的、肉体的、また経済的負担が大きくなる傾向にあります。本市では、自宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者を介護している家族に、介護に必要な紙おむつを支給する事業があると聞いています。介護をする家族のご負担に寄り添った事業と考えます。

そこで質問です。１点目、支給対象者の要件についてお答えください。

２点目、過去５年間に給付を受けた者の推移はどうなっているのか、お聞きいたします。

３点目、支給要件の緩和を望む声がありますが、市の考えをお聞かせください。

○田中議長　ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長　奥田議員ご質問の３番目、岩出市紙おむつ支給事業についてお答えします。

この事業は、在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者を介護している家族に対し、介護に必要な紙おむつ等の一部を支給することにより、家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者が日常生活を継続できるよう支援することを目的として実施しています。

議員ご質問の１点目、支給対象者の要件につきましては、１．介護保険制度における要介護認定を受けている者、２．寝たきり、または認知症の者、３．常時失禁

状態にある者、４．同一住所にある者の直近分の所得税が非課税であることの全てに該当する方となり、申請者は同居家族となります。

続いて２点目、過去５年間に給付を受けた者の推移につきましては、令和元年度、50件、令和２年度、56件、令和３年度、62件、令和４年度、42件、令和５年度、39件、令和６年度は11月末時点で70件となります。

続いて３点目、支給要件の緩和を望む声があるが市の考えは、につきましては、９市の状況を比較したところ、先ほど申し上げた要件４点のうち３点については他市もほぼ同様であります。４点目の所得要件については違いがございます。まず、対象者の所得要件につきましては、多くは市町村民税非課税となっておりますが、本市は所得税非課税としているため、範囲は他と比較して、若干緩和されていると考えております。

一方、家族に対しては、本市は所得税非課税を要件としておりますが、他市においては課税・非課税を問わない要件となっているところも少なからずございます。支給要件の他市との状況は以上となりますが、現在のところ、見直す考えはございません。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 支給要件につきましては、現在のところ見直す考えがないというふうにお答えいただきました。現在、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、在宅介護が推進されており、今後、ますます在宅で過ごされる方が増加すると考えられます。こういった状況において、介護者である家族に対する支援として、今後、紙おむつ支給のさらなる充実が必要だと考えますが、なぜ見直す考えがないのかをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えします。

なぜ、今後も支給要件を見直す考えがないのかということですが、紙おむつ支給事業は、介護保険の地域支援事業の任意事業として実施しています。この事業については、国において保険給付の上乗せ、横出しとなるものであり、市町村特別給付または保健福祉事業等により実施すべきものと整理されています。

このことから、平成27年４月からも第６期介護保険事業計画において、原則任意事業の対象外とされましたが、平成26年度に本事業を実施していた市町村に限り、

例外的な激変緩和措置として、任意事業の対象とされている経緯がございます。第 9 期、令和 6 年度から 8 年度計画におきましては、国から、本事業は市町村特別給付及び保健福祉事業等へ移行を含めた計画的な廃止、縮小に向けた取組によって行うよう注視されております。

よって、今後、激変緩和措置が終了し、市町村特別給付等へ移行した場合、保険料で多くを賄うこととなり、被保険者の負担増につながるおそれもございます。このようなことから、現在のところ、見直す考えはございませんが、今後も、国等の状況を注視しながら、慎重に対応してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の 3 番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。